

避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等について

防災課

1 はじめに

東日本大震災では、犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者であり、また、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推計されています。他方で、このような方々の避難支援等を行った消防職団員や民生委員等の死者・行方不明者が300名以上にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

このような傾向は過去の大規模な震災や風水害等においても共通してみられるものであり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への支援を強化する必要性が改めて認識されました。

このため、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難行動に係る支援が必要な「避難行動要支援者」※1に関する名簿（以下「避難行動要支援者名簿」※2という。）を活用して実効性のある避難支援等がなされるよう、災害対策基本法が改正され、以下のような制度が設けられ平成26年4月1日から施行されました。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 2 避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 3 災害が現に発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 4 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者、消防機関や民生委員等の避難支援関係者の双方の犠牲を抑えるため、名簿未作成の市町村における名簿の早期作成や、平常時からの名簿情報の提供の促進など、避難行動要支援者の支援に係る取組を推進することが求められています。

※1 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

※2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿

※3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

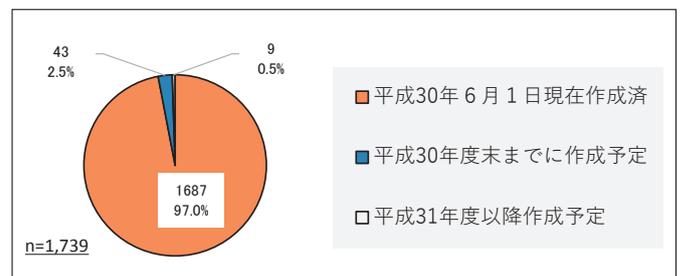
2 調査結果の概要

各市町村の取組状況を把握するため、今般、平成30年6月1日時点での調査を実施し、結果を取りまとめました。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成状況

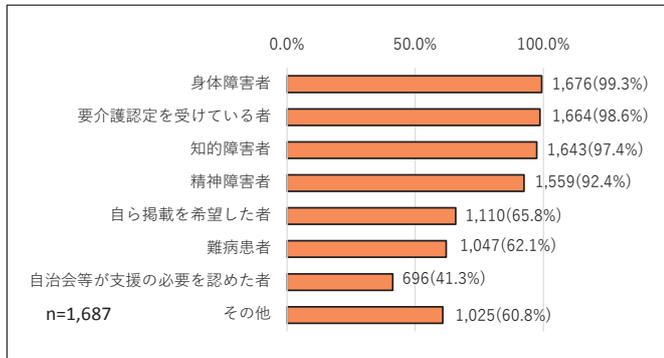
平成30年6月1日現在で、調査対象市町村(1,739市町村※4)のうち97.0%(1,687市町村)が作成済であり、平成30年度末までに調査対象市町村の99.5%(1,730市町村)が作成済となる予定です。

※4 平成30年6月1日時点で全域が避難指示の対象となっていた2町を除く



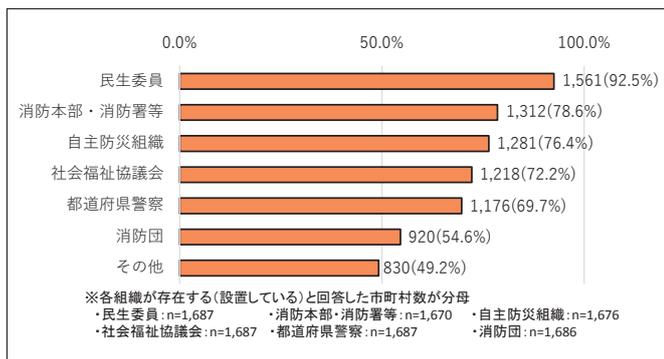
(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

名簿作成済の1,687市町村のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている市町村が99.3%と最も多い結果となりました。



(3) 平常時における名簿情報の提供先

名簿作成済の1,687市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体が92.5%と最も多い結果となりました。



3 平常時からの名簿情報の提供

災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが有用です。

また、名簿情報については、条例で特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できるとされています。

以下に、平常時の名簿情報の提供について条例で規定している事例を紹介します。

【名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

①山形県遊佐町（平成28年3月14日制定）

山形県遊佐町災害対策基本条例（抜粋）

第15条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 町は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報（遊佐町個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を法第49条の10第2項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる

②愛媛県八幡浜市（平成29年6月23日制定）

八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び八幡浜市地域防災計画の定めに基づき、避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、災害時において避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

（名簿情報の提供）

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者に係る名簿情報の提供については、この限りでない。

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

①千葉県千葉市（平成25年12月19日制定）

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）
第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

るもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

②兵庫県加東市（平成29年3月27日制定）

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）
（名簿情報の提供）

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。ただし、居住が福祉施設等自宅以外の者の名簿情報は、この限りでない。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

4 おわりに

消防庁では、本調査結果について報道発表※5を行い、内閣府と連名で通知※6を发出了しました。

災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守り、避難支援等関係者の犠牲を決して出さないためにも、未だに名簿を作成していない市町村における速やかな作成、平常時からの名簿情報の提供の促進等について、関係府省庁や都道府県と連携しながら、各市町村による取組を推進してまいります。

※5【報道発表】避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/11/301105_houdou_1.pdf

※6【通知】「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について（平成30年11月5日府政防第1233号・消防災第174号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3011/pdf/301105_fuseibou1233_sai174.pdf

【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定】

警察、消防及び民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

長野県茅野市（平成27年3月30日制定）

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）
第22条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定め

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525